

**最高人民法院關於人民法院登記立案若干問題的規定**

中華人民共和國最高人民法院公告

《最高人民法院關於人民法院登記立案若干問題的規定》已於2015年4月13日由最高人民法院審判委員會第1647次會議通過，現予公布，自2015年5月1日起施行。

最高人民法院

2015年4月15日

**最高人民法院關於人民法院登記立案若干問題的規定**

（2015年4月13日最高人民法院審判委員會第1647次會議通過）

為保護公民、法人和其他組織依法行使訴權，實現人民法院依法、及時受理案件，根據《中華人民共和國民事訴訟法》《中華人民共和國行政訴訟法》《中華人民共和國刑事訴訟法》等法律規定，制定本規定。

**第一條** 人民法院對依法應該受理的一審民事起訴、行政起訴和刑事自訴，實行立案登記制。

**第二條** 對起訴、自訴，人民法院應當一律接收訴狀，出具書面憑證並註明收到日期。

對符合法律規定的起訴、自訴，人民法院應當當場予以登記立案。

對不符合法律規定的起訴、自訴，人民法院應當予以釋明。

**第三條** 人民法院應當提供訴狀樣本，為當事人書寫訴狀提供示範和指引。

**最高人民法院 人民法院立件登記に係る若干の問題に関する規定**

中華人民共和國最高人民法院公告

『最高人民法院 人民法院の立件登記に係る若干の問題に関する規定』は、2015年4月13日、最高人民法院審判委員會、第1647回會議を通過し、ここに公布のうえ、2015年5月1日より施行する。

最高人民法院

2015年4月15日

**最高人民法院 人民法院立件登記に係る若干の問題に関する規定**

（2015年4月13日 最高人民法院審判委員會 第1647回會議通過）

公民、法人及びその他組織の法に基づく判決請求権の行使を保護し、人民法院の法に基づいた速やかな案件の受理を実現するため、『中華人民共和國民事訴訟法』『中華人民共和國行政訴訟法』『中華人民共和國刑事訴訟法』などの法律規定に基づき、本規定を制定する。

**第1條** 人民法院は、法に基づき受理すべき第一審の民事案件に関する起訴、行政案件に関する起訴、及び刑事案件に関する自訴について、立件登記制度を実行しなければならない。

**第2條** 起訴及び自訴について、人民法院は訴狀を受領した際、一律に、受領日を明記した證明書を発行しなければならない。

法律の規定に合致する起訴、自訴について、人民法院はその場で立件登記をしなければならない。

法律規定に合致しない起訴、自訴について、人民法院は疎明しなければならない。

**第3條** 人民法院は訴狀のサンプルを提供しなければならない。当事者による訴狀作成のため、見本と指針を提供しなければならない。

当事人书写诉状确有困难的，可以口头提出，由  
 人民法院记入笔录。符合法律规定的，予以登记立案。

当事者による訴状の作成が確実に困難である場  
 合、口頭による提出も可能なものとし、人民法院が  
 これを記録する。法律の規定に合致する場合、立件  
 登記する。

第四条 民事起诉状应当记明以下事项：

第4条 民事案件における訴状には、以下の事項を  
 明記しなければならない。

(一) 原告の姓名、性別、年齢、民族、職業、  
 工作单位、住所、联系方式，法人或者其他组织的名称、  
 住所和法定代表人或者其他主要负责人的姓名、职务、  
 联系方式；

(一) 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤  
 務先、住所、連絡先、法人又はその他組織の名称、  
 住所及び法定代表者又は主な責任者の氏名、職務、  
 連絡先。

(二) 被告の姓名、性別、工作单位、住所等信息，  
 法人或者其他组织的名称、住所等信息；

(二) 被告の氏名、性別、勤務先、住所などの情  
 報。法人又はその他組織の名称、住所などの情報。

(三) 诉讼请求和所根据的事实与理由；

(三) 訴訟における請求内容及びその根拠となる  
 事実と理由。

(四) 证据和证据来源；

(四) 証拠及び証拠のソース。

(五) 有证人的，载明证人姓名和住所。

(五) 証人がいる場合、証人の氏名と住所を記載。

行政起诉状参照民事起诉状书写。

行政案件における起訴状は、民事案件における起  
 訴状を参照のうえ作成する。

第五条 刑事自诉状应当记明以下事项：

第5条 刑事自訴における訴状には、以下の事項を  
 明記しなければならない。

(一) 自诉人或者代为告诉人、被告人的姓名、性別、  
 年齢、民族、文化程度、職業、工作单位、住址、联  
 系方式；

(一) 自訴人又は告訴代理人、被告人の氏名、性  
 別、民族、文化水準、職業、勤務先、住所、連絡先。

(二) 被告人实施犯罪的时间、地点、手段、情节和  
 危害后果等；

(二) 被告人が罪を犯した日時、地点、手段、情  
 状及び危害結果など。

(三) 具体的诉讼请求；

(三) 具体的な訴訟請求。

(四) 致送的人民法院和具状时间；

(四) 送達宛先の人民法院及び訴状を提出する期  
 日。

(五) 证据的名称、来源等；

(五) 証拠の名称とソース。

(六) 有证人的，载明证人的姓名、住所、联系方式  
 等。

(六) 証人がいる場合、証人の氏名、住所、連絡  
 先などを記載。

第六条 当事人提出起诉、自诉的，应当提交以下材料：

（一）起诉人、自诉人是自然人的，提交身份证明复印件；起诉人、自诉人是法人或者其他组织的，提交营业执照或者组织机构代码证复印件、法定代表人或者主要负责人身份证明书；法人或者其他组织不能提供组织机构代码的，应当提供组织机构被注销的情况说明；

（二）委托起诉或者代为告诉的，应当提交授权委托书、代理人身份证明、代为告诉人身份证明等相关材料；

（三）具体明确的足以使被告或者被告人与他人相区别的姓名或者名称、住所等信息；

（四）起诉状原本和与被告或者被告人及其他当事人人数相符的副本；

（五）与诉请相关的证据或者证明材料。

第七条 当事人提交的诉状和材料不符合要求的，人民法院应当一次性书面告知在指定期限内补正。

当事人在指定期限内补正的，人民法院决定是否立案的期间，自收到补正材料之日起计算。

当事人在指定期限内没有补正的，退回诉状并记录在册；坚持起诉、自诉的，裁定或者决定不予受理、不予立案。

经补正仍不符合要求的，裁定或者决定不予受理、不予立案。

第八条 对当事人提出的起诉、自诉，人民法院当场不能判定是否符合法律规定的，应当作出以下处理：

第6条 当事者が起訴、自訴を提出する場合、以下の資料を提出しなければならない。

（一）起訴人、自訴人が自然人である場合、身分証明書のコピーを提出する。起訴人、自訴人が法人又はその他組織である場合、営業許可証又は組織機構コード証のコピー、法定代表者又は主な責任者の身分証明書を提出する。法人又はその他組織が組織機構コードを提出できない場合、組織機構が登録抹消された際の状況説明を提出しなければならない。

（二）起訴を委託し、又は告訴を代理のうえ行う場合、授權委託書、代理人の身分証明書、代理告訴人の身分証明書など関連の資料を提出しなければならない。

（三）明確に被告又は被告人を他人と区別できる氏名又は名称、住所など具体的な情報

（四）起訴状の原本及び被告又は被告人及びその他当事者の人数分の副本。

（五）訴訟請求に関する証拠又は証明資料。

第7条 当事者の提出する訴状及び資料が要求に合致しない場合、人民法院は一括で、書面により、指定された期限内での補正を告知しなければならない。

当事者が指定された期限内に補正を行なった場合、人民法院が立件の有無について決定する期限は、補正資料を受領した日より、計算する。

当事者が指定された期限内に補正を行わなかった場合、訴状を返却するとともに、ファイルに記録する。起訴、自訴を維持する場合、不受理、立件せずを裁定又は決定する。

補正によってもなお、要求に合致しない場合、不受理、立件せずを裁定又は決定する。

第8条 当事者による起訴、自訴について、人民法院は、その場で法律の規定に適合するか否かを定めることはできない場合、次に掲げる処理をしなければならない。

<p>(一) 对民事、行政起诉, 应当在收到起诉状之日起七日内决定是否立案;</p>	<p>(1) 民事及び行政起訴については、起訴状を受領した日から 7 日以内に立件するか否かを決定しなければならない。</p>
<p>(二) 对刑事自诉, 应当在收到自诉状次日起十五日内决定是否立案;</p>	<p>(2) 刑事自訴については、自訴状を受領した日の翌日から 15 日以内に立件するか否かを決定しなければならない。</p>
<p>(三) 对第三人撤销之诉, 应当在收到起诉状之日起三十日内决定是否立案;</p>	<p>(3) 第三者による取消訴訟については、起訴状を受領した日から 30 日以内に立件するか否かを決定しなければならない。</p>
<p>(四) 对执行异议之诉, 应当在收到起诉状之日起十五日内决定是否立案。</p>	<p>(4) 執行異議の訴えについては、起訴状を受領した日から 15 日以内に立件をするか否かを決定しなければならない。</p>
<p>人民法院在法定期间内不能判定起诉、自诉是否符合法律规定的, 应当先行立案。</p>	<p>2 人民法院は、法定期間内に起訴及び自訴が法律の規定に適合するか否かを定めることができない場合には、まず立件をしなければならない。</p>
<p>第九条 人民法院对起诉、自诉不予受理或者不予立案的, 应当出具书面裁定或者决定, 并载明理由。</p>	<p>第 9 条 人民法院は、起訴及び自訴を受理せず、又は立件しない場合には、書面による裁定又は決定を発行し、かつ、理由を明記しなければならない。</p>
<p>第十条 人民法院对下列起诉、自诉不予登记立案:</p>	<p>第 10 条 人民法院は、次に掲げる起訴及び自訴について、登記・立件をしない。</p>
<p>(一) 违法起诉或者不符合法律规定的;</p>	<p>(1) 違法に起訴し、又は法律の規定に適合しない場合</p>
<p>(二) 涉及危害国家主权和领土完整的;</p>	<p>(2) 国の主権及び領土の完全性を脅かすことにかかわる場合</p>
<p>(三) 危害国家安全的;</p>	<p>(3) 国の安全を脅かす場合</p>
<p>(四) 破坏国家统一和民族团结的;</p>	<p>(4) 国の統一及び民族の団結を乱す場合</p>
<p>(五) 破坏国家宗教政策的;</p>	<p>(5) 国の宗教政策を乱す場合</p>
<p>(六) 所诉事项不属于人民法院主管的。</p>	<p>(6) 提訴にかかる事由が人民法院の主管に属しない場合</p>

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉